

議案第41号

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理について、協定する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第16条第 2 項ただし書の規定に基づき、葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関し、下記のとおり協定する。

記

1 協定を適用する道路（以下「道路」という。）の区域は、次の表のとおりとする。

起 終	点 点	幅 員 、 延 長 等
足立区中川一丁目 2 3 4 番 2 地先から 葛飾区亀有三丁目 2 3 8 2 番 1 8 地先まで		別 紙 図 面 表 示 の と お り

- 2 道路の管理は、葛飾区が行う。
- 3 道路の管理に要する経費は、葛飾区の負担とする。
- 4 道路の管理に伴う収入は、葛飾区の収入とする。

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定 略図

(足立区中川一丁目から亀有三丁目地内)

—— 特別区道路線

- - - - 行政境界

■ 葛飾区が管理する足立区の区域

幅 員 10.77～12.70メートル

延 長 22.51メートル

面 積 265.74平方メートル

(葛飾区側 159.789平方メートル)

(足立区側 105.958平方メートル)

